

## 2023-7-4 第5回美容師の養成のあり方に関する検討会

○小野課長補佐 定刻となりましたので、ただいまより第5回「美容師の養成のあり方に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会はオンライン併用ですので、一部の構成員、福下構成員はオンラインでの参加となっております。

ペーパーレス化の取組といたしまして、資料は原則としてタブレットで御覧いただきたく存じますが、紙による資料の希望等がございましたら、適宜、事務局までお申し付けください。

また、本日の会議はあらかじめ傍聴を希望された方を対象に音声の傍聴を行っておりますので、御発言の際はお名前を名乗っていただき、できるだけ大きな声で発言していただき、発言時はマイクを使用、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。また、本日のマイクですが、お手元のマイクのボタンを押してから御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の出席状況でございますが、8名の委員全員に御出席いただいております。

続きまして、厚生労働省の事務局に本日付で異動がありましたので、紹介させていただきます。

諏訪生活衛生課長です。

○諏訪課長 諏訪でございます。よろしくお願いいたします。

○小野課長補佐 この後の進行は宮崎座長にお願いしたいと思っております。

○宮崎座長 改めまして、こんにちは。本日の議事に入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、前回に引き続き「美容師養成の改善に関する当面の方針に係る令和5年度以降の対応について」、議論を行いたいと思っております。

前回の御議論を踏まえて、事務局に令和5年度以降の対応（案）を整理してもらっています。本日は、これについて御議論いただき、できましたら了承というところまでいきたいと考えていますので、まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○小野課長補佐 事務局でございます。

それでは、資料1について説明させていただきます。資料1は「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応（案）」としておりますが、前回の検討会で御議論いただいた内容を報告書としてまとめているものとなっております。

まず、冒頭、これまでの経緯について記載しておりまして、2段落目で、美容師養成の改善に向けた当面の方針に係る令和5年度以降の対応については、厚生労働省において、関係者の協力を得ながら、以下のように取り組むこととする。としております。

続きまして、(1) 国家試験(実技試験)の改善、マル1「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入のために必要な取組の推進等についてですが、当面の方針の記載、これまでの試験センターにおける検討、美容師養成施設における教育について記載しております。その後、令和5年度以降の対応について記載しております。

内容といたしましては、

- ・美容師養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入については、報告書で試験室内の環境維持、美容師実技試験委員の養成、実技試験実施期間の延長、実技試験受験料の見直し、実施時期等の課題が指摘されている。実技試験への導入に当たっては、全国美容師養成施設において生徒が当該課題を美容実習で学んでいることが前提となるが、現時点では「まつ毛エクステンション」を必修課目の美容実習の項目として教えているのは、美容師養成施設の42.5%にとどまっている。このような状況において、現時点で「まつ毛エクステンション」を実技試験に導入することは困難であり、まずは、全国美容師養成施設において必修課目の美容実習で「まつ毛エクステンション」の教育が行われるよう取り組んだ上で、全国美容師養成施設において生徒が当該課題を美容実習で学んでいる状況が確認された段階で、関係者の意見を聞き、「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入の判断をして、具体的なプロセスについて検討することとする。
- ・他の実技試験課目(ヘアカラーなど)については、令和4年5月の厚生労働省の要請を踏まえ、試験センターにおいて引き続き検討・研究を進めるとしております。

続きまして、マル2「オールウェーブ」を含む実技試験で問うべき課目の整理等についてですが、まずは当面の方針の記載、美容師養成施設における教育について記載しており、その後、令和5年度以降の対応について記載しております。

内容といたしましては、

- ・現行の実技試験課目の課題の一つである「オールウェーブセッティング」は、当面の方針で確認したとおり、美容に必要な技術であり、美容師養成施設の授業の中でしっかり教えるべきものである。美容師養成施設において「オールウェーブセッティング」の教育が意義や将来の活用場面なども含めて行われるよう、教育センターにおいては、令和5年4月の教科書から、ウェーブを基調としたヘアセッティング技術を応用して作成したヘアスタイルの写真を掲載しており、どの技術がどのように活用されているか学習できるようにしている。美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験課目については、第一課題がカットであり、第二課題がワインディング又は「オールウェーブセッティング」を試験回ごとに都度抽選により決定することとなっている。
- ・令和3年12月及び令和4年2月に美容師を対象に行った「美容師養成のあり方に関する

意識調査」によると、働いている店舗で提供している技術について、カットは美容師の72.3%、パーマメントウェービングは美容師の67.8%、ヘアセッティングは美容師の64.4%が提供していると回答している。また、実技試験について、カット、ワインディングは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答がそれぞれ84.8%、82.4%となっている。他方で、「オールウェーブセッティング」について、ピンカールは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答が26.6%、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が51.1%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答が15.8%、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が61.4%となっている。

・さらに、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、カット、ワインディングは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答がそれぞれ87.6%、87.6%となっている。他方で、「オールウェーブセッティング」について、ピンカールは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答が51.1%、「現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない」という回答が44.2%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答が39.1%、「現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない」という回答が54.1%となっている。

・実技試験課題は以下の基本的事項、こちらは下に書いてあるものでございますが、に沿うことが重要であるが、上記の調査結果においても、多くの美容師が、カット、パーマメントウェービング、ヘアセッティングを提供しており、現在の実技試験課題については、基本的にはこれに沿っているものと考えられる。

・他方で、現行の実技試験課題である「オールウェーブセッティング」は、美容に必要な基礎的技術の集約であり、美容師養成施設の授業の中で確実に身につけさせるべきものであるが、実技試験課題としては、上記の調査結果も踏まえ、様々なヘアセッティング技術に広く対応していくことが必要である。以上のことから、厚生労働省としては、「オールウェーブセッティング」について、その要素も含め、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験とする必要があると考える。そこで、実技試験課題としては、第一課題はカット、第二課題はワインディング又は上記の基本的事項も踏まえて「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題を試験回ごとに都度抽選により決定するものとする。新たな課題（現行の「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題）の名称は、課題の内容に相応しいものとする。

・実技試験課題である「オールウェーブセッティング」の内容を見直すに当たり、具体的な課題の内容は、美容業界の動向・社会的ニーズ、養成課程で行う教育内容、受験者の負

担、審査基準等を踏まえ、美容師としての基礎的技術を検証するために必要な技法を組み合わせたものにする。

・この見直しについて、試験センターにおいて、上記の実技試験課題の基本的事項を踏まえて、具体的なヘアスタイル、技術の条件、解説・図解、採点項目、採点方法、採点基準、審査マニュアル等を検討するよう、厚生労働省から試験センターに対して要請する。その際、併せて、実技試験課題の「オールウェーブセッティング」の内容の見直しに当たって必要な試験委員の追加を要請する。

また、今回の報告書において、見直しのスケジュール、受験手数料の見直しについて記載しております。

記載内容でございますが、

・実技試験課題の「オールウェーブセッティング」の内容の見直しは、以下のスケジュールで実施できるよう、関係者の協力を得ながら、検討を進める。

・試験センターにおいて、実技試験部会で検討を開始し、令和6年度中に報告書を取りまとめ

・令和7年度までに、技術の条件及び審査マニュアルを策定

・令和8年度から、実技試験委員への周知・指導、美容師養成施設の教員への周知・指導、美容師養成施設における準備等を実施

・令和9年度から、美容師養成施設において実技試験課題の見直し後の内容に対応した教育を開始

・令和11年2月の国家試験から、実技試験課題の見直し後の内容の国家試験を実施（令和11年2月、8月の国家試験では見直し前の内容の試験も実施）

・受験者は実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付することとなっており、試験センターにおける事業の収支状況、受験手数料の積算根拠等の点検を行い、必要な場合は受験手数料の見直しを検討する。

続きまして、(2)養成段階の知識技能の取得の推進、①美容実習全体についてですが、こちらも当面の方針の記載、美容師養成施設における教育を記載しており、その後、令和5年度以降の対応について記載しております。

内容は、

・美容師養成施設において美容実習が、美容師国家試験の課題に偏らず、必修課目の内容を網羅して、就職先のニーズも踏まえた内容で行われるよう、美容師養成施設における必修課目の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。としています。

続きまして、②美容所における実務実習についてですが、当面の方針の記載、美容師養成施設における教育について、まず記載しており、その後、令和5年度以降の対応について記載しております。

内容としましては、

・令和3年12月及び令和4年2月に美容師を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、美容所における実務実習を経験した美容師は、26.7%が「業務に活かされていると感じる」と回答し、32.3%が「ある程度業務に活かされていると感じる」と回答している。また、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、美容所における実務実習を行っている美容師養成施設は、68.8%が「有効と感じる」と回答し、28.8%が「やや有効と感じる」と回答している。

・美容師養成施設の美容所における実務実習が有効に行われるよう、美容師養成施設の美容所における実務実習の実施状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。

・また、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設の美容所における実務実習について、好事例（美容師養成施設と美容所の連携、実務実習計画等）、課題、ニーズ等を調査し、より成果の上がる実務実習を美容師養成施設や美容所等に周知する。としております。

最後に（3）養成段階から就業後の人材育成の連携・接続についてですが、まずは、こちらの当面の方針の記載をした上で、令和5年度以降の対応について記載しております。

その内容は、

・養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設と美容所の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続（美容師養成施設の美容所における実務実習、美容師養成施設の就業後のフォロー等を含む。）について、好事例を調査し、美容師養成施設や美容所等に周知する。

・また、美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む。）の取組を推進するため、これらの重要性について、厚生労働省において通知を発出する。としております。

長くなりましたが、資料についての説明は以上となります。

○宮崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のあった令和5年度以降の対応案について、御意見や御質問等ありましたらお願いします。これまでと同様に、発言時は挙手の上、私が指名してから、お名前を名乗って発言していただくようお願いいたします。それでは、どなたからでも、どの項目でも構いませんので、お願いいたします。いかがでしょうか。どの項目でも構わないのですが。

谷本構成員、お願いいたします。

○谷本構成員 教育センターの谷本です。

もともとこの検討会を開いた最初の発端は、JABSさんのほうから、子供たちはすぐやめてしまうという話があり、従業員もなかなか集まらない。それについては、学校の指導がおかしいのではないか。そして、やっている授業に関しても、国家試験のことしかしていないのではないかというお話があった。それに引き継いで、国家試験の課題までおかしい

という話が出たのが、この検討会の最初だったと思うのです。

それで、今、座長がおっしゃるように、何か質問はというのは、まず、JABSさんのほうからそういう問題提起された中で、これはどうなのですかというのを聞いていただければいいと思いますので、先にぜひそうしてください。

○宮崎座長 岩田構成員、いかがでしょうか。

○岩田構成員 日本美容サロン協議会の岩田です。

今、御指摘いただいた部分ですけれども、やっていないという発言は、我々としてはまずしていません。ただ、今、我々がやっていく中で、JABSという会員というか、集めている1万5000、理事で10名ほど、全国のそれなりの活躍をされているところ。今、47都道府県にアンバサダーという形で、美容師の頑張っている方たちの意見。前にも意見に出ていた地方の問題、東京都内での問題、あらゆる問題が全然違う部分があると思いますので、今、我々としては、美容業界、美容室を行っている人間たちの悩みというものをできるだけすくい上げて、それをよりよい形でできないかというところでのロビーを含めた団体という部分でJABSというものを結成させていただきました。

その上で、まず、国家試験というところに関して、我々も今回、こういう会を開いていただいた上で、教育センターや試験センターの方たちがこういう動きをしていただいているということを初めて知って、こういう仕組みなのだということが分かったことも、まずメリットとして、感謝も含めて感じています。それが我々の団体も含めて、なかなか理解していないところもあったのも現実でございます。

その上で、いろいろ意見を取ったところ、国家試験ということに関して、オールウェーブの技術を行っていないというアンケートが我々の中では非常に高かったので、一度、これを見直しをする場が欲しいという部分があります。決して誤解していただきたくないのですが、要らないとか必要ないという発言は、我々は一度もしていません。ただ、国家試験課目としてどうなのかを一度見直す場が欲しい。その上でいろいろな方たちの意見の上で、再度必要なのか。我々は、オールウェーブは必要だと感じていますし、必修の科目として学ぶことは必要だと思っています。

ただ、国家試験という試験課題になると、学校、1年生から2年生になり、2年間、国家試験の実技に対しての勉強に集中しますので、この2年間集中する技術がそれでいいのかということ一度検討していただけたらなというものを、我々が決めるのではなくて、それはそれで、いろいろな方たちの意見を集まってしていただける場が欲しいというのが一番最初の部分でございます。

それと、まつ毛に関しても、数年前、まつ毛は美容師免許が必要という形になりましたので、現状を含めると、学校のほうで指導している、していないというあやふやな部分がありましたので、アンケート結果は46%近くで、この間、谷本さんのほうが、でも、それは違うだろうという指摘もあって、いろいろな部分がある中で、もう一度、厚労省さんのほうからしっかりとした形でまつ毛という授業を行うということ。我々も協会を通して、

しっかり勉強しよう。事故がないような部分というのを、我々としても発言して発表して  
いける部分があると思いますので、そういうところを含めた上で、国家試験の美容師免許  
にまつ毛が必要なのであれば、我々でもできることを共有していく必要性があるかなとい  
うことで提案させていただきました。

そして、今回、皆さんのお力添えの中で、まつ毛に関しては必修にしていくということ  
を徹底していくことと。そして、オールウェーブに関しては一度見直しという場が設けら  
れるということをしていただいたことに関しては、我々としても非常に感謝しております  
し、今後、我々ができることに関しても、我々はLINE@というものに関して、まだ1万5000  
近くですけれども、これを3万、5万、10万というふうに美容師の声を集めて、いろい  
ろな場を改善して、よりよい美容業界をつくっていかれたらと思っております。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

今の意見を受けて、委員の皆様。

では、谷本構成員、お願いいたします。

○谷本構成員 教育センターの谷本です。

今のことはよく分かりました。それで、最初に言われた、若い人たちがすぐやめてしま  
うとか、人がなかなか入ってこないということは解決できるのでしょうか。それが一番大  
事だったのではないですか。

○宮崎座長 岩田構成員、お願いいたします。

○岩田構成員 一概に解決できる、できないかという部分で、私1人では判断しにくい部  
分はありますけれども、例えば国家試験が変わって、もっと美容業界というものが、我々  
の発信によって、いろいろなところが発信することによって、美容界の魅力というもの  
を感じさせることが世の中にできれば、美容師を目指す人間も増えたり、美容学校の授業が  
もっと楽しいと思ってもらえたら、増えていくと期待しています。なので、前進があった  
と感じております。

○宮崎座長 津田構成員、お願いいたします。

○津田構成員 中小企業診断士の津田です。

今、岩田構成員からも発信活動の話がありましたが、私も現場で活動するコンサルタン  
トとして、情報発信、情報を現場にしっかりと届けることの重要性というものを常に認識  
しています。その中で、今、御紹介いただきました資料1の(3)に関連する部分ではあ  
るのですが、養成段階から就業後の人材育成の連携・接続について、少し意見を述べさせ  
ていただければと思います。この取組について、今後、例えばiiにあるモデルとなるよう  
な取組を収集し、普及を図るとか、その下の黒ポチの人材育成の取組の推進について、こ  
れらの重要性についての経営者への普及を図るといった文言があるのですが、この普及の  
方法についての多様化というものも検討していただきたいなと考えています。

具体的には、それこそ新型コロナウイルスがどんどん拡大していった中で、感染者が増

えていくことについて、厚生労働省のほうからLINEで発信されていたと思います。あれは、私もそうですし、私の周りの人間もそうでしたけれども、友だち追加という形で情報を見ることをやっていました。そうすると、プッシュ型でどんどん情報が飛び込んでくるので、重要な情報として認識し、ちゃんと積極的に見るということができているなと感じています。そのような取組を、この美容業の業界としても可能な範囲で取り組んでいくことができると、それこそ、この業界はちゃんとこういった取組をしているのだよとか、改善活動もちゃんと行っているのだよということが少しでも広がっていくのではないかなと考えております。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

福下構成員、お願いいたします。

○福下構成員 眼科医の福下でございます。

まつ毛エクステンションは、社会のニーズとしてこれからも発展していくと思います。そして、美容師側からすれば、美容という責任ある立場で、これは学ぶべきことだと考えます。今回、国家試験の実技に入るということは、非常に望ましい、よいことだと思います。願わくば、必須課目に入れていただいて、なるべく早く国家試験の必須課目になり、そして、この技術を習得した美容師の人たちが社会に出たときに、美容師の方向の一つの選択肢となるということで、非常に有用なことだと思っております。

あと、ほかの美容師の美容技術のことについてはよく分かりませんが、この対応案については、私は、まつ毛エクステンションに関しては賛同いたします。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

谷本構成員、お願いいたします。

○谷本構成員 教育センターの谷本ですが、この検討会の中でまだ1回もしていないのが、先ほど先生がおっしゃったような養成施設から出た子供たちをどう養成していくのか、どういう待遇でやるのか、そういうことは全て何も聞いていません。そこを詰めていかないと、私が言うのは、ちょっと話がそれるみたいですが、中学・高校を卒業する段階までは、美容師になりたいという子供たちはたくさんいるのです。にもかかわらず、本当に最終進路を決めなければいけないときに、いや、やめますと言うのです。その原因は、周りの人たちがやめておけ、しんどいよ。遅くまで仕事しなければいけないよ。給料は安いよ。それで進路を変えるのです。この現状は、養成施設がつくったのではないのです。業界の人たちがつくったわけでしょう。

それを、人が来ない、若い人はすぐやめてしまう。これは美容界だけではないのです。ほかにもある。その原因を把握して、自分たちが自ら何をして、何をすることによって、それがちょっとでも問題解決につながるということをやっていたかかないと、いや、学校

が悪い、いや、試験課題が悪いという話であれば、解決のしようがない私は言っているわけです。その答えを出してくれないと、そして、それは誰が検証するのですか。そこまでやっていただいたら、私は変わっていくと思います。

この間からずっとおっしゃっている、学校が悪い、何が悪いという話だけで、自分たちは何も変えない。一切変えていない。こんな問題は昨日、今日起きたことではないのですよ。何十年前から起きていることに対して、JABSさんのほうはどういう解決策を考えてこられて今までやってこられたのか、ということを知りたいということです。

それもはっきり言って、JABSさんだけではできません。だから、養成施設に責任があるばかりを言うのではなくて、要は、こういう問題がありますということについては、お互いが考えて協力しよう、解決していこうという話であれば、私は分かるのです。入り口から学校が悪い、挙げ句の果ては国家試験の実技試験の課題が悪いとか、もっと言えばメンバーがおかしいじゃないかという話になってくると、自分のところは何も悪くないという考えの中で今日までやってきているから、それでは物事は解決しないのではないのですかということを知りたいわけですから、それを解決するために、あなたのところが考えていることを教えてください。1万5000とか、そういうものは私は分かりません。

大体、どういうメンバーなのかということも一切聞かされていないから。私は教えてほしいけれども、相手がどのような事を考えてどのような姿勢で対応するのか分からないのに討論をしようと言っても、やりようがないと私は思っているんですよ。けれども、今日までやってきたのです。でも、これからと言うんだったら、本当に前向きにそれを解決しようという姿勢が見えるのであれば、私たちの大事な生徒ですよ、卒業生ですよ。だから、していきたいと思えますけれども、その姿勢もない、何もないんだったらやれない。だから、あるんだったら、ある説明をしてください。お願いします。

○宮崎座長 では、岩田構成員、よろしく願いいたします。

○岩田構成員 何度もおっしゃいますが、学校が悪いとか教育センターが悪いということだけを指摘しているわけでは、我々はありません。これは、まずはっきりしておきたいと思っております。

その上で、今回の検討会において、JABSのプロフィールという形になるのは方向性が違うのかなと思うのですけれども、我々、今、何をしているかという部分に関しては、先ほども言いましたような美容師の声を集めるために、全国に47人のアンバサダーという形で声を広げる体制をつくっています。その中で、やめないために美容室側がどういうことが改善できるか、やめないためにどうしたらいいかという部分のアンケートを今、取っております。その中で、ホームページ等もオープンしていますので、JABSがどういう活動をしているかは常にオープンにしております。

これを全部ここで挙げるとするのもあれですので、かいつまんで申しますと、例えば助成制度、シングルマザーの子が、時短の部分でどうしても美容師を続けられない。もしくは、産休後復活するのに同じような待遇を受けられないという相談等で、美容師を諦めて

やめてしまうことが非常に多いという声が挙がっています。その上で、美容室側がどうか助成制度という形で特例を取るような仕組みの成功例などがあれば、それを各美容室につなげたり、先日もこども庁のほうの大臣にアポを入れさせていただいて、そういう補助金制度等を美容業界に考えていただけないかという動きもしております。

あとは、まだまだ我々も結成して間もないですから、数と歴史はありませんけれども、離職防止の部分に関しては、先輩、後輩の部分で、地方と都内と分けるわけにはいかないですけれども、上下関係が厳しいサロンさん、もしくはファミリー的にやっているサロンさん、いろいろありますし、給料においても、正直、最低賃金を下回っているところもあつたり、いろいろあるので、その最低限上げられるような努力をどうしたらいいかという経営セミナーを経営者たちにしたり。

あとは、第三者機関に依頼してコンサルティングをして、やめる前に先輩とか店長には、やめる、悩んでいるということを言いにくいという声が結構ありましたので、第三者機関を入れて面接して、やめるのを決める前にどうにかならないかという動きというのは、今、第三者機関の民間企業とセッションして、どういう仕組みがあるかというのを聞いて、我々の理事会のほうに呼んで説明していただいたり、そういう動きをしております。なので、我々が何もしないで試験が悪いということは決して思っていません。

ただ、その1つの部分で、オールウェーブということに関して学校のという意見もありましたので、今回、挙げさせていただいたという部分なので、もちろん美容室側も努力して離職を防止して、美容業界が盛り上がるということを我々もしっかり努力していこうと思っております。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

美容所の離職ということで、急に振って申し訳ないですけれども、吉井構成員、意見ありましたらお願いいたします。

○吉井構成員 今、(3)の養成段階から就業後の人材育成の連携・接続というところでお話しをされていると思いますけれども、当然、以前からずっと何十年と、この問題に取り組んできています。まずは、美容師並びに美容室を運営している経営者の社会的地位の向上も含めた中で取り組んでいるということでもあります。

どういったことかというところ、一般の企業にお勤めの方が、美容室に子弟が就職されたときに驚かれるのは、社会保険がない。労働保険は当然あってしかるべきでしょうけれども、それもない。そういった基本的な労働条件。それに、労働環境においては、長時間労働、それから長時間労働に対する残業手当の支給といったもの自体も一般的にはないだろうという認識の下で、そういったことを改善していこう。それが当たり前になるようにやっていこうという取組は、既に行っています。そういった点では、学生のときにそういうことをちゃんと勉強していただいて、保険等があるところに就職していただくといったことも大切なのだろうなと思っています。

そういった中で最も大切なこととして、多くの美容師さんが独立されるのですけれども、残念ながら社会保険等に加入されていない方が独立しますと、独立した美容室において、そういった基本的な要件といたしますか、保険がない、そういったことも悪循環として回っているだろう。

そういったことをなくすために、私たち美容連合会は、BMS・創業支援制度といたしまして、新しく美容室を出したり、改装しようとか。それから、新しく出すにおいて、居抜きの店、いろいろな店が全国にあります。そういった店に、例えば地方から東京に出てきて、地方に帰ってお店を出したいといったときに、いきなりお金をたくさん投資して出すということが果たしていいのかどうなのかといったことも考えまして、空き店舗のマッチングといったことについても、こちらが考えてきている。こういうことに取り組んでいるところであります。

それと、もう一つ大切なことは、美容室を出すときに、既に健康保険、社会保険といった保険関係や労務管理等について、最初からちゃんと経営の中に組み入れていく。そういったコストを最初から考えて経営企画をしていくという取組をやっていかないと、途中からということではなかなか難しいだろう。

家族経営の小規模店舗についてはどうなのだろう。そういったところも、お一人とかお二人の従業員が欲しいという場合であっても、経営者の方々の将来のためにも考えて社会保険に加入していただくように。また、学校においても、求人パンフレットにおきましても、そういったことをちゃんと明記しているところを受けていただくような働きかけもしています。

残念ながら免許を取って3年ぐらいで多くの方がおやめになるのですけれども、どうしても他と比べますと、ましてや人材不足の多くの業種に目が向いて、私たちの業界から離れていく。それを何とか阻止するといえますか、止めるためには、第一段階として、この資料の「令和5年度以降の対応」にあるようなことをやっていく必要があるだろう。

もう一つ、たくさんのお給料を少しでも出してあげたいとすれば、学校から来た生徒さんがいかに早く即戦力として使っていけるかということにも大変力を注いでいる。そういったところは、学校においてかなり努力していただいて、学校のほうも即戦力教育というものに力を入れていただいています。私たちも、それにもう少しプラスした力をそれぞれ出してやっていき、昔ですと、一人前になるのに5年、3年と言っていたのを、2年、1年半、1年という教育カリキュラムやシラバスを使ってやっていく必要があるだろう。そういう取組を現在やっているところであります。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

今の、いかがでしょうか。谷本構成員。

○谷本構成員 谷本です。

全美連は、そういう形で一生懸命やっていただいておりますので、僕たちは安心できる。

ところが、それがなかったらどうしようもないから、そういうのを示してほしいと。例えば求人票には条件等が書いてありますが、中には求人票と実際は違うというのもあったりする。そんなところに生徒を行かせられないでしょう。例えばシャンプーを教えるのに4か月から6か月かかる。その間、研修期間だから給料を減らす。それは求人票に記載されているんですか、記載されていないんですか。子供たちは、その求人票を見て行って、入ってから、研修期間だから給料が減らされる。それでも我慢して長いこと勤めろと言っても、はっきり言いますが、無理ですよ。

だから、そういうことのないように、信頼ができるように、チェックする機関も必要なんじゃないですか。お互いが信頼関係を持って子供たちを送り出し、ここでしっかり働いてくれというのをつくらないと、いつまでたってもこの問題、永遠に続いていく。それを永遠に続けさせようと思っていないと思うから、でしたら、正直に皆、ここでしゃべっていかないと進みませんよ、解決しませんよと、こういうことです。

全美連の理事長をはじめ、賛同していただいているところに関しては、まだ小さい数字ですけれども、生徒もいろいろお世話になっておりますので、その中では感謝しております。ありがとうございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかの視点でも結構ですので。

すみません、私のほうから指名してしまっていて申し訳ないです。今度は全然話が違って、オールウェーブセッティングの関係の試験に関して、かなり時間をかけてきちんとやっていかないといけないということで、今回、年月に関しても素案が出ていますけれども、この辺に関して遠藤構成員はどのようにお考えか、お聞かせいただければと思うのですが。

○遠藤構成員 試験研修センターの遠藤です。

こちらの報告にまとめていただいている部分は、私どもとしては最大限努力という目標値ではありますが、今度、私どもの部会の中でいろいろな議論が出てきた場合には、多少お時間をいただく可能性もありますが、少なくとも厚生労働省から示していただいた、この方向に従って努力していきたいと思っております。

○宮崎座長 ありがとうございます。すみません、急に指しまして。

ほかにいかがでしょうか。

原構成員、お願いいたします。

○原構成員 原でございます。お世話になっております。

今回、オールウェーブセッティングの内容の見直しスケジュールが新たに示されました。変更後の国家試験実施が令和11年の予定ということで、時間がたっぷりあります。6年間ですね。この時間は、国家試験課題の見直しと準備に必要な時間ですが、養成施設としても大変いい時間だと思います。養成施設として、今、求められていることは、その技術の本当の意味をしっかりと学生に教えることだと、この検討会を通じて改めて認識しました。オールウェーブだけではなく、技術全体について言えることですが、現状、養成施設の教

員が、技術だけではなく、その先まできちんと教えられているか、もう一度、各養成施設は考えなければいけないと思います。

国家試験の課題だからといって、小手先の方法ばかりを気にして時間内に仕上げることや、見た目ばかりを気にし過ぎていたのではなかったかなど。それよりも、その技術を何のために身につけ、何ができるのか。そして、もう一步進んで、その技術で自分がつくりたいデザインをつくり出す創造力を持っているかどうか。それを私たちは教えていかなければなりません。国家試験はゴールではなく、スタート地点です。学生をスタート地点へ導き、そして、そこから走り出す力を養うことが私たち教員の役目だと思っております。

学生たちが免許を取り、お客さんのニーズに、そして期待に応え続けられる美容師になれるかどうか。それは、しっかりした基本の技術と知識が培われているかどうかにかかっています。基本の大切さは、1年、2年の美容をかじっただけの人には分かりません。熟練者がより高みを目指すとき、例えば世界大会とか、初めてその必要性に気づきます。そこで終わるのか、一流になるのか、その別れ道で初めて基本が身につけている人と、そうでない人の違いが明確に出てきます。養成者としては、一流の美容師になるポテンシャルを持った美容師を育てたい、そう思って日々指導していますが、それが学生、また美容師の皆さんにうまく伝わっていなかったのかもしれない。

いま一度原点に帰って、基本の技術とともに、その技術がもたらす効果、可能性をしっかりと学生に教えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○宮崎座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかに何かありましたら。よろしいですか。多数の御意見ありがとうございました。

では、御意見もほぼ出尽くしたというところで、修正点というのはなかったかなと思いますので、この令和5年度以降の対応（案）について本検討会として了承として、厚生労働省において、これに沿って取り組んでいただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○宮崎座長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省においては、この令和5年度以降の対応に沿って取組を進めていただきたいと思います。

その他の御発言がなさそうであれば、本日の議論を終了したいと思います。よろしいですか。

では、終わりに厚生労働省の方から挨拶をお願いいたします。

○佐々木審議官 生活衛生・食品安全審議官の佐々木でございます。

本日もお忙しい中、全ての構成員に御出席いただき、また私どもがお示しした案に対してご理解をいただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

今回、まとめていただいたのは美容師をどう養成していくのか。どのように国家試験を

行っていくのか、さらには、就業後、どのような形で育成するのか、社会に出て、この仕事で一生続けていくのだと思ってもらえるような職場としていけるよう、私ども厚生労働省全体の社会保険の話、また労働基準の話、また賃金の話も御議論いただきました。

今回、おまとめいただいた内容は、まずはこれに基づいて進めていきますし、ここで示していただいたテーマについて、引き続き、取り組ませていただきたいと思います。

本検討会は本日も含め計5回開催されましたが、この間、本当にありがとうございました。コロナ禍ではございましたけれども、コロナも5類になり、一方で、普通の呼吸器感染症として注意しないといけないところも分かってきた中で、働きやすい美容所の環境づくりも含めて、また一緒に取り組んでまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○宮崎座長 ありがとうございました。

それでは、本検討会は以上となります。令和4年1月の第1回から、構成員の皆様には会議の進行に御協力いただき、ありがとうございました。改めてお礼申し上げます。

それでは、閉会にしようと思いますが、最後に事務局から事務連絡がありましたら、よろしく願いいたします。

○小野課長補佐 事務局でございます。

本日の議事録は、原稿ができ次第、各構成員に送付・確認いただいた上で、厚生労働省ホームページにおいて公表したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第5回「美容師の養成のあり方に関する検討会」を終了いたします。ありがとうございました。